**平成２３年（フ）第２７１９号**
東京都渋谷区広尾５丁目７－３－1318
債務者　久保田まゆみ
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２７２０号**
埼玉県朝霞市膝折町１丁目11－９－202
債務者　松田　照恵
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２００号**
横浜市栄区長沼町290番地の１　コープ野村戸塚長沼103号
債務者　阿部　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１０号**
北海道河西郡芽室町西１条２丁目13番地
債務者　中西　春男
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第１６号**
北海道中川郡幕別町札内桂町571番地の43
町営桂町団地４号棟202号
債務者　眞下　浩一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第１７号**
北海道中川郡幕別町札内桂町571番地の43
町営桂町団地４号棟202号
債務者　眞下　輝子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第２９号**
北海道帯広市西１条南24丁目16番地１　コーポ内柴Ｄ号室
債務者　中川　祥子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第９３号**
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目13番地７
債務者　師井　　馨
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１１４号**
東京都東大和市蔵敷３丁目766番地芝中住宅イ10―101号
債務者　鶴牧　　裕
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１３４号**
東京都調布市富士見町２丁目21番地６
債務者　小宮山広枝
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１６４号**
東京都八王子市西片倉２丁目６番16号ラベニール202号
債務者　上妻　由香（旧姓高梨）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１６５号**
東京都町田市金森1173番地13サンホワイトＤ205―23
債務者　酒井　里美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第９号**
岡山県久米郡美咲町江与味1107番地２
債務者　元島　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２３年（フ）第１８８号**
東京都東久留米市金山町１丁目20番２号粕谷ハイツ201号
債務者　横山　直子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１８９号**
東京都町田市大蔵町181番地１フォーラム181　207
債務者　宇都宮　準
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部